

1, 基本方針

人生の最終段階を迎えた患者様、およびご家族などが、治療や療養に関する意思決定が必要な場面において、私たち病院職員は、患者様、およびご家族、代理者の意思を尊重するとともに、その意思決定ができるように、適切なご支援を行います

2, 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

医師等から適切な情報提供と説明がなされ、それに基づき多職種からなる医療・ケアチームが十分に情報共有し、本人の意思決定をもとに、医療・ケアを提供します

本人の意思は変化しうることを踏まえ、本人自ら意思を示し伝えられるよう、本人との話し合いを繰り返し行うものとします

本人が、意が意思を伝えられない状態になった場合に備えて、特定の家族等、本人の意思を推定する方を前もって確認しておくことが望ましい

可能な限り、苦痛や不快な症状を緩和し、本人・家族等の精神的・社会的な援助を総合的に行います

生命を短縮させる意図を持つ積極的安楽死は、本指針の対象としません

3, 人生の最終段階における医療・ケアの方針決定の手続き

本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報提供と、治療行為の説明を、「終末期医療の意思確認書」に沿って行い、本人・家族の要望の確認内容を文書に残します

本人の意思が確認できる場合は、本人・家族に対して行い、本人・家族・医療従事者で十分な話し合いを行い、医療・ケアの方針を決定します

本人の意思が確認できない場合は、家族等が本人の意思を推定し、その意思を尊重し、家族等・医療従事者で十分な話し合いを行い、医療・ケアの方針を決定します

また、一度意思決定した場合でも、状態の変化時には意思を確認し、医療・ケアの方針を決定します

意思決定の都度、話し合いの結果を診療録に記録を残します

参考資料

人生の最終段階における医療・ケアの決定、プロセスに関するガイドライン

厚生労働省 2018 年 3 月改訂